京都西山高等学校同窓会会則

京都西山高等学校同窓会

京都西山高等学校同窓会会則

第1章　総　則

第1条　本会は京都西山高等学校同窓会と称する。
第2条　本会の事務所は京都西山高等学校内に置く。
第3条　本会は会員の親睦と研鑽を図り、母校の発展に寄与する事を目的とする。

第2章　会　員

第4条　本会は、次の会員を以て構成する。
1. 正会員　西山高等女学校・西山中学校・西山高等学校
京都西山高等学校の卒業者。
2. 特別会員　イ．　京都西山高等学校の教職員
ロ．　京都西山高等学校の退職教職員

第3章　事　業

第5条　本会は、次の事業を行う。
1. 会員名簿・会報の発行
2. 会員相互の親睦と研磨
3. 会員の慶弔
4. その他、幹事会で必要と認めたこと。

第4章　役　員

第6条　本会は、次の役員を置く。
1. 会長　1名　幹事会において、正会員の中から選出する。
2. 副会長　若干名　幹事会において、正会員の中から選出する。
3. 庶務　2名　正会員の中から会長が委嘱する。
4. 会計　2名　正会員の中から会長が委嘱する。
5. 会計監査　1名　正会員の中から会長が委嘱する。

第７条　本会に、顧問を置く。

1. 顧問は、京都西山高等学校長及び幹事会の推薦者若干名とし、会長が委嘱する。
2. 顧問は、重要な会務に参与する。

第 8 条　本会役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は、会務を総理し総会・幹事会・役員会を招集して、その議決事項を執行する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。
3. 庶務は、本会の事務事項を挙務する。
4. 会計は、本会の会計事務を挙務する。
5. 会計監査は、本会の会計を監査する。
6. 顧問は、会長の要請により、重要な会務に対して参与する。

第 9 条　本会役員の任期は 3 年とする。
但し、留任は妨げないものとする。
また、補欠役員の任期は、前任者の残存期間とする。
なお、何らかの事情により、次期役員が決定しない場合、次期役員が就任するまでの間、任期を延長することができる。

第5章　幹　事

第 10 条　幹事は、同期の会員の中より若干名を選出する。その任期は、3 年とする。
但し、留任は妨げないものとする。
なお、正会員が母校に奉職する場合は、自動的に幹事となり、会務に貢献しなければならない。

第 11 条　幹事の任務は、次の通りとする。

1. 重要事項の審議・決定機関である幹事会を構成し、これに積極的に参加する。
2. 同期生、本会事務所との連携を密にし、円滑な会務推進に協力する。
3. 同期生の転居・結婚・死亡など、本会事務室が把握しておくべき事項についての会員変化事項は、連絡すること。

第6章　会　議

第 12 条　総会は、会長が招集する。

1. 総会は、原則として５年に１回開催し、事業・会計を報告しなければならない。
   但し、幹事会をもってこれに代えることができる。
2. 総会の議長は、出席の正会員の中から選出する

第 13 条　幹事会は、会長が招集する。

1. 幹事会は、原則として５年１回開催する。
   但し、必要に応じて臨時に開催できる。
2. 幹事会の議長は、出席の正会員の中から選出する。
3. 次の事項は、幹事会の審議を経なければならない。

イ.　会則の改正
ロ.　役員の選出
ハ.　基本財産の管理運営及び予算決議に関する事項
ニ.　会員名簿の発行
ホ.　その他、会長が必要と認めた事項

第7章　採　決

第 14 条　会議の採決は、出席者の過半数を以て決する。賛否同数の時は、議長がこれを決する。

第8章　会　計

第 15 条　本会の経費は、終身会費・臨時会費および寄付金を以てこれにあてる。
正会員は、３年生１学期に、終身会費 5,000 円を納入して、その資格を得る。
特別事業費の経費については、必要に応じて、臨時会費として徴収する。

第 16 条　本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第9章　附　則

第 17 条　本会則を施行するため､幹事会の議決を経て別に細則を定めることができる。

附則　本会則は、幹事会の議決を経て改正することができる。
附則　本会則は、平成 3 年 8 月 18 日より施行する。
附則　本会則は、校名変更に伴って平成 16 年 4 月 1 日より施行する。
附則　本会則は、平成 28 年 7 月 6 日より施行する。